



宮 崎 県 公 報

平成29年2月23日(木曜日) 第 2872 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

- 土砂災害警戒区域の指定(3件)……………(砂防課) 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定(3件)……………(“) 3

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) 4
- 大規模小売店舗の変更に係る届出に対する市町村の意見……………(“) 5
- 土地改良区の役員の就退任の届出……………(農村整備課) 5

告 示

宮崎県告示第 127号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年2月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮 崎 市	極楽寺谷2	01-201-1-009	土 石 流
	畑 1	01-201-1-011	土 石 流
	極楽寺谷1	01-201-2-006	土 石 流
	畑 2	01-201-2-007	土 石 流
	畑 3	01-201-3-020	土 石 流
	小坂本谷10	01-201-3-021	土 石 流
	小坂本谷11	01-201-3-022	土 石 流
	小坂本谷12	01-201-3-023	土 石 流
	畑 4	01-201-3-024	土 石 流
	畑 5	01-201-3-025	土 石 流
	広原畑	I-1-0001	急傾斜地の崩壊
	極楽寺-0	I-1-0004	急傾斜地の崩壊

下村-1	I-1-0136	急傾斜地の崩壊
江原-0	I-1-0146	急傾斜地の崩壊
津 倉	I-1-0147	急傾斜地の崩壊
下村-2	I-1-0155	急傾斜地の崩壊
下村-2-新①	I-1-0155-新①	急傾斜地の崩壊
岩見堂-0	I-1-0164	急傾斜地の崩壊
岩見堂-新①	I-1-0164-新①	急傾斜地の崩壊
瓜生野下畑-2	I-1-2035	急傾斜地の崩壊
瓜生野下畑-2-新①	I-1-2035-新①	急傾斜地の崩壊
江原-2	I-2-0097	急傾斜地の崩壊
畑 - 1	II-1-0002	急傾斜地の崩壊
瓜生野下畑	II-1-2034	急傾斜地の崩壊
瓜生野下畑-新①	II-1-2034-新①	急傾斜地の崩壊
畑 - 2	II-1-4010	急傾斜地の崩壊
畑 - 3	II-1-4011	急傾斜地の崩壊
畑-3-新①	II-1-4011-新①	急傾斜地の崩壊
小坂本-1	II-1-4019	急傾斜地の崩壊

井 手 下	Ⅱ - 1 - 4020	急傾斜地の崩壊
極楽寺 - 1	Ⅱ - 1 - 4203	急傾斜地の崩壊
江原 - 3	Ⅱ - 1 - 4331	急傾斜地の崩壊
津倉 - 1	Ⅱ - 1 - 4332	急傾斜地の崩壊
畑 - 4	Ⅲ - 1 - 9001	急傾斜地の崩壊
畑 - 4 - 新①	Ⅲ - 1 - 9001 - 新①	急傾斜地の崩壊
畑 - 6	Ⅲ - 1 - 9003	急傾斜地の崩壊
畑 - 7	Ⅲ - 1 - 9004	急傾斜地の崩壊
松木丸 - 5	Ⅲ - 1 - 9012	急傾斜地の崩壊
松木丸 - 5 - 新①	Ⅲ - 1 - 9012 - 新①	急傾斜地の崩壊
小坂本 - 2	Ⅲ - 1 - 9014	急傾斜地の崩壊
小坂本 - 3	Ⅲ - 1 - 9116	急傾斜地の崩壊
江原 - 4	Ⅲ - 1 - 9297	急傾斜地の崩壊
江原 - 5	Ⅲ - 1 - 9298	急傾斜地の崩壊
津倉 - 3	Ⅲ - 1 - 9299	急傾斜地の崩壊

山田沢川	02 - 204 - 2 - 031	土 石 流
横 通 沢	02 - 204 - 2 - 054	土 石 流
横 通	I - 1 - 0246	急傾斜地の崩壊
戸高山瀬	I - 1 - 0247	急傾斜地の崩壊
和 田 迫	I - 1 - 0248	急傾斜地の崩壊
吾 田	I - 1 - 0249	急傾斜地の崩壊
吾田 - 新①	I - 1 - 0249 - 新①	急傾斜地の崩壊
吾田 - 新②	I - 1 - 0249 - 新②	急傾斜地の崩壊
下 組	I - 1 - 0283	急傾斜地の崩壊
狭 間 下	I - 1 - 0284	急傾斜地の崩壊
下組 - 1	I - 1 - 3121	急傾斜地の崩壊
下組 - 1 - 新①	I - 1 - 3121 - 新①	急傾斜地の崩壊
吾 田 2	Ⅱ - 1 - 0250	急傾斜地の崩壊
吾田 2 - 新①	Ⅱ - 1 - 0250 - 新①	急傾斜地の崩壊
中 園 3	Ⅱ - 1 - 4511	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 128号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年2月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
日南市	菖蒲ヶ迫谷川(1)	02 - 204 - 1 - 029	土 石 流
	山瀬谷川	02 - 204 - 1 - 030	土 石 流
	山瀬境谷川	02 - 204 - 1 - 031	土 石 流

宮崎県告示第 129号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年2月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
高原町	血捨ノ木川2	05 - 361 - 1 - 501	土 石 流
	御池川2	05 - 361 - 1 - 502	土 石 流

血捨ノ木川 3	05- 361- 2 - 502	土 石 流		岩見堂- 0	I - 1 - 0164	急傾斜地の崩壊
上 宇 都	I - 1 - 0780	急傾斜地の崩壊		岩見堂-新 ①	I - 1 - 0164-新①	急傾斜地の崩壊
上宇都-新 ①	I - 1 - 0780-新①	急傾斜地の崩壊		瓜生野下畑 - 2	I - 1 - 2035	急傾斜地の崩壊
上 村	II - 1 - 5489	急傾斜地の崩壊		瓜生野下畑 - 2 - 新①	I - 1 - 2035-新①	急傾斜地の崩壊
御 池	II - 1 - 5501	急傾斜地の崩壊		江 原 - 2	I - 2 - 0097	急傾斜地の崩壊
旭 台	II - 1 - 5505	急傾斜地の崩壊		畑 - 1	II - 1 - 0002	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 130号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年2月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類			
宮 崎 市	小坂本谷10	01- 201- 3 - 021	土 石 流		畑 - 2	II - 1 - 4010
	小坂本谷11	01- 201- 3 - 022	土 石 流		畑 - 3	II - 1 - 4011
	小坂本谷12	01- 201- 3 - 023	土 石 流		畑- 3 - 新 ①	II - 1 - 4011-新①
	畑 4	01- 201- 3 - 024	土 石 流		小坂本- 1	II - 1 - 4019
	畑 5	01- 201- 3 - 025	土 石 流		井 手 下	II - 1 - 4020
	広 原 畑	I - 1 - 0001	急傾斜地の崩壊		極楽寺- 1	II - 1 - 4203
	極楽寺- 0	I - 1 - 0004	急傾斜地の崩壊		江 原 - 3	II - 1 - 4331
	下 村 - 1	I - 1 - 0136	急傾斜地の崩壊		津 倉 - 1	II - 1 - 4332
	江 原 - 0	I - 1 - 0146	急傾斜地の崩壊		畑 - 4	III - 1 - 9001
	津 倉	I - 1 - 0147	急傾斜地の崩壊		畑- 4 - 新 ①	III - 1 - 9001-新①
	下 村 - 2	I - 1 - 0155	急傾斜地の崩壊		畑 - 6	III - 1 - 9003
	下 村 - 2 - 新①	I - 1 - 0155-新①	急傾斜地の崩壊		畑 - 7	III - 1 - 9004
					松木丸- 5	III - 1 - 9012
					松木丸- 5 - 新①	III - 1 - 9012-新①
					小坂本- 2	III - 1 - 9014
				小坂本- 3	III - 1 - 9116	

江原 - 4	Ⅲ - 1 - 9297	急傾斜地の崩壊
江原 - 5	Ⅲ - 1 - 9298	急傾斜地の崩壊
津倉 - 3	Ⅲ - 1 - 9299	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 131号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年2月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日南市	菖蒲ヶ迫谷川(1)	02-204-1-029	土石流
	山瀬谷川	02-204-1-030	土石流
	山田沢川	02-204-2-031	土石流
	横通	I-1-0246	急傾斜地の崩壊
	戸高山瀬	I-1-0247	急傾斜地の崩壊
	和田迫	I-1-0248	急傾斜地の崩壊
	吾田	I-1-0249	急傾斜地の崩壊
	吾田-新①	I-1-0249-新①	急傾斜地の崩壊
	吾田-新②	I-1-0249-新②	急傾斜地の崩壊
	下組	I-1-0283	急傾斜地の崩壊
	狭間下	I-1-0284	急傾斜地の崩壊
	下組-1	I-1-3121	急傾斜地の崩壊
	下組-1-新①	I-1-3121-新①	急傾斜地の崩壊
	吾田2	Ⅱ-1-0250	急傾斜地の崩壊
吾田2-新①	Ⅱ-1-0250-新①	急傾斜地の崩壊	

中園3	Ⅱ-1-4511	急傾斜地の崩壊
-----	----------	---------

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 132号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年2月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高原町	血捨ノ木川2	05-361-1-501	土石流
	御池川2	05-361-1-502	土石流
	上宇都	I-1-0780	急傾斜地の崩壊
	上宇都-新①	I-1-0780-新①	急傾斜地の崩壊
	上村	Ⅱ-1-5489	急傾斜地の崩壊
	御池	Ⅱ-1-5501	急傾斜地の崩壊
	旭台	Ⅱ-1-5505	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成29年2月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) 学園木花台商業施設
宮崎市学園木花台西一丁目3番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
植松商事株式会社 代表取締役 植松孝一
宮崎市橘通西四丁目2番30号

- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 佐々木勉
福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
株式会社キャンドウ 代表取締役 城戸一弥
東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成29年10月11日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,159㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物北側 104台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
A棟北側（駐輪場No.1） 28台
B棟北側（駐輪場No.2） 60台
C棟北側（駐輪場No.3） 20台
合計 108台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
A棟西側（荷さばき施設No.1） 45.5㎡
A棟北側（荷さばき施設No.2） 31.5㎡
B棟東側（荷さばき施設No.3） 31.5㎡
合計 108.5㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
A棟西側（廃棄物等保管施設No.1） 2.92㎡
B棟東側（廃棄物等保管施設No.2） 11.86㎡
合計 14.78㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地東側及び北側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間（荷さばき施設No.1）
午後10時から午前9時まで（荷さばき施設No.2）
午前6時から午後10時まで（荷さばき施設No.3）
- 8 届出年月日
平成29年2月10日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成29年2月23日から平成29年6月23日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課

- (2) 期間
平成29年2月23日から平成29年6月23日まで
 - 11 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。
-
- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。
- 平成29年2月23日
- 宮崎県知事 河野俊嗣
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
宮交シティ（宮崎ショッピングプラザ）
宮崎市大淀四丁目7番30号
 - 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
平成28年9月15日
 - 3 意見の概要
意見なし
 - 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成29年2月23日から平成29年3月23日まで
-
- 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、宮崎市南部土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。
- 平成29年2月23日
- 宮崎県知事 河野俊嗣
- 1 就任した役員
- | 役名 | 氏名 | 住所 |
|----|------|-------------------|
| 理事 | 正手秀人 | 宮崎市大字本郷北方4342番地19 |
- （任期：平成29年3月31日まで）
- 2 退任した役員
- | 役名 | 氏名 | 住所 |
|----|------|------------------|
| 理事 | 湯地貞幹 | 宮崎市大字郡司分甲 321番地2 |

--	--